ODAWARA DAIICHI SHINYOUKUMIAI DISCLOSURE A CONTROLLA A

もいいの夢に



街のお役に、くらしの夢に



Contents

理事長のご挨拶・だいしんの考え方	02
業績のごあんない・役員一覧	03
A&Q	05
総代会制度について・報酬体系について	09
店舗案内・組織図	10
自己資本の充実の状況等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
地域貢献活動 ·····	18
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み状況 …	19
沿革	20
営業のごあんない	21
手数料のごあんない	23
咨 料复	24





いつも小田原第一信用組合をお引き立ていただき誠にありがとうございます。 わたくしども小田原第一信用組合の事業と経営内容などを取りまとめたディスクロージャー 誌「Report2025」を作成いたしました。

この冊子では、当組合の業績内容や業績の説明に加え、経営の健全性、地域社会へ の奉仕活動について、できるだけ平易にかつ詳細にまとめさせていただきました。是非ご高 覧いただき、わたくしども小田原第一信用組合へのご理解を深めていただければ幸いで ございます。



令和7年7月 理事長 山口 金次

だいしんの考え方 Thinking

だいしんの経営理念

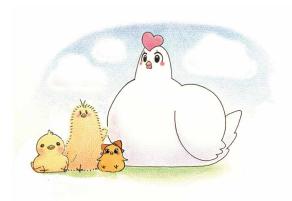
だいしんは心と心のふれあいを大切にした 金融サービスを通して、豊かで幸せなくらしづくりと 中小企業の繁栄ならびに地域の発展に奉仕します。

だいしん の経営方針

堅実経営に徹します

- 一.堅実・健全経営の推進
- 一. 経営基盤と体質の強化
- 一.人材の育成と適正な処遇

だいしんは身近でお役にたつ金融機関として皆様に信頼され、ご利用いただけるよう、 取引基盤と経営体質の拡大強化に努めるとともに堅実経営を推進します。 これからもだいしんは[心と心のふれあいを大切にする]信用組合として、 地域社会の発展に奉仕するために、より一層の経営努力をいたします。





●金融経済環境

当期の国内経済は、コロナ禍において長く停滞していた社会経済活動の正常化が進み、雇用や所得環境も急速に改善しつつある反面、長引くウクライナ情勢の影響もあり原料やエネルギーのほか、主食である米価の高騰も続いており、物価高が消費者マインドを悪化させております。

また、本年4月に米国トランプ大統領が発表した高率関税の影響は世界的な需給構造の転換を与儀なくさせるものであり、関税問題の帰趨は先行きの世界経済への下押し圧力となることが想定されます。こうした動きが、わが国経済にどのような影響を及ぼすか今のところ定かではありませんが、株式市場や金利の乱高下などの市場変動が急激であることも含め、今後の企業経営などへの影響を注意深く見守っていく必要があります。

●業 績

令和6年度決算は、設備資金需要の掘り起こしやアパートローンの応需により貸出金残高は令和5年度並みの168億18百万円となりました。また、預金残高は、高利回り商品販売や法人預金の増加などもあり2億9百万円増加し、348億3百万円となりました。

収益面では、融資平残が小幅に増加し、貸出金利息が増加したうえ有価証券主体に余資運用利回りが小幅に上昇したことなどもあって、業務収益は4億77百万円(前年度は4億63百万円)を確保しました。 一方、費用面では人件費やシステム入替費用が嵩んだことなどもあって業務費用は4億39百万円(前年度は3億87百万円)となり、コア業務純益は71百万円(前年度は75百万円)となりました。

最終的な当期純利益は、将来を見据えた積極的な貸倒引当金の積み増しや有価証券の含み損処理 もあり15百万円(前年度は11百万円)となり、5期連続の最終黒字を達成したことなどにより自己資本比率は全国信用組合平均並みの11%台に上昇しました。

●事業の展望および当組合が対処すべき課題

当組合の収益環境は、預金金利の上昇が貸出金利の上昇よりも先行している中、他金融機関との競合もあって利鞘確保の厳しさが増しております。また、金利上昇に伴い有価証券含み損は拡大傾向にあるため、これらの処理も喫緊の課題となっております。市場金利が乱高下する市場において含み損を処理しつつ、経営が思うように改善しない取引先に対する経営改善支援に要するコストをカバーするための巧みな経営力が求められており、確固たる収益力と盤石な経営体力を兼ね備えている金融機関になることが重要であると考えております。

●主要な経営指標の推移

	事業計画期間	第9次中期経	営計画 実績	第1	10次中期経営計画 実)次中期経営計画 実績		
		令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末		
	預金積金残高	35,802	35,273	34,932	34,594	34,803		
残	貸出金残高	17,177	16,834	16,824	16,835	16,818		
	有価証券残高	7,008	7,485	7,958	8,131	8,469		
高	純資産額	1,867	1,955	1,847	1,822	1,730		
総資産額		38,504	39,890	36,915	36,604	36,682		
						(単位:千円)		
	経常収益	460,928	491,790	463,429	466,661	477,798		
	経常利益	21,320	31,217	△ 40,515	12,292	15,484		
利	業務純益 ※	25,015	65,986	△ 6,435	75,448	38,134		
益	実質業務純益 ※	25,015	99,266	53,564	75,448	53,477		
1mf	コア業務純益 ※	55,579	67,188	53,564	75,024	71,607		
	コア業務純益 (投資信託解約損益を除く) ※	55,579	67,188	53,564	75,024	71,607		
	当期純利益	20,870	30,610	22,943	11,842	15,034		
	※算定方法は29ページを	参照						
自	己資本比率(単体)	9.74%	10.39%	10.96%	10.52%	11.48%		

●出資の状況

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出資金	121,364	235,610	235,130	233,777	290,532
出資に対する配当金	2,466	3,569	9,473	4,699	5,360
出資総口数	1,213,647□	2,356,102□	2,351,302□	2,337,772□	2,905,321□
出資配当率	年2%	年2%	年4%	年2%	年2%
組合員数	6,728人	6,691人	6,626人	6,548人	6,507人

●預金積金残高および貸出金残高







[理事長] 山口 金次(※)



[常務理事] 上野 利彦



[常勤理事] 高杉 昌義



預金積金残高

[常勤理事] 浜畑 誉啓



[理事(会長)注1] 内藤 良一



[理事] 奥津 弘



[理事] 秋山 勝(※)



[理事] 星崎 克巳 (※)



[監事] 川口 博之



[員外監事] 下田 國吉

[◆]当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の 経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の 意見の多面的な反映に努めております。

注1…会長に代表権はありません。

●自己資本比率について



自己資本比率はどうなっていますか?



金融機関の健全性や安全性をあらわす基準です。

当組合は11.48%です。

自己資本比率は、金融機関の経営体質の健全性を示す重要な指標です。 当組合の自己資本比率は11.48%と国内基準の4%を大幅に上回り、 十分な健全性を確保しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

(単位:千円)

■自己具体が情况に因うる間が手気	1	(単位・下)
項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,090,964	2,157,392
うち、出資金および資本剰余金の額	233,777	290,532
うち、利益剰余金の額	1,861,886	1,872,221
うち、外部流出予定額(△)	4,699	5,360
うち、上記以外に該当するものの額	-	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	123,097	138,439
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	123,097	138,439
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された		
資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	_
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,214,061	2,295,832
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固有資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,754	2,824
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,754	2,824
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	· –	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2,754	2,824
自己資本	2,754	2,024
自己資本の額[(イ)ー(ロ)] (ハ)	2,211,307	2.293.007
リスク・アセット等(3)	2,211,007	2,233,007
信用リスクアセットの額の合計額	20 106 565	10 252 527
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	20,196,565	19,253,527
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の8パーセントで除して得た額		_
勘定間の振替分		_
	010.005	710 500
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	816,225	712,538
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスクの相当額調整額	-	10.000.000
リスク・アセット等の額の合計額(二)	21,012,791	19,966,065
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ)/(二)]	10.52%	11.48%

(注1)自己資本比率の算定方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合及び信用協同組合をの保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

●不良債権について



ク管理債権の状況はどうなっていますか?



当組合の令和7年3月末のリスク管理債権総額は、 厳正な自己査定の結果、令和5年度から89百万円減少の 801百万円となりましたが、うち520百万円が預金積金担保、 不動産担保ならびに信用保証協会等で保全され、 さらに貸倒引当金として216百万円が既に引当されております。 これにより保全率は引続き90%台を維持しているほか 特別積立金等の備えもあり資産内容についても問題ありません。

■協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		残 高 (A)	担保·保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A	引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及び	令和5年度	178	142	36	100.00	100.00
これらに準ずる債権	令和6年度	83	61	22	100.00	100.00
危 険 債 権	令和5年度	651	481	116	91.73	68.37
心 陕 頂 惟	令和6年度	620	459	118	93.16	73.29
要管理債権	令和5年度	60	_	60	100.00	100.00
女官任俱惟	令和6年度	98	_	75	76.53	76.53
3か月以上延滞債権	令和5年度	_	_	-	_	_
3が月以工処が損惟	令和6年度	_	_	_	_	_
貸出条件緩和債権	令和5年度	60	_	60	100.00	100.00
貝山木门核州貝惟	令和6年度	98	_	75	76.53	76.53
小 計 (a)	令和5年度	890	623	213	93.95	79.82
が 間 (a)	令和6年度	801	520	216	91.88	76.86
正常債権	令和5年度	15,957				
上 市 頂 惟	令和6年度	16,024				
合 計 (b)	令和5年度	16,848		不良債権比率	令和5年度	5.28%
合 計 (b)	令和6年度	16,825		(a) / (b)	令和6年度	4.76%

(注)

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるも のを除く)です。
- 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く)です。
- 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及 び4に掲げるものを除く)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く)です。
- 7. [担保・保証額]は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証 しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返 の各勘定に計上されるもの並びに注配されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

●コンプライアンスについて



法令等遵守体制は、どうなっていますか?



常にコンプライアンスを意識した業務の遂行を 行動基準として取り組んでおります。

川田原第一信用組合 行動綱領

- 1 信用組合の公共的使命
- 2 キメ細かい金融サービスの提供
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 地域社会とのコミュニケーション
- 5 職員の人権の尊重等
- 6 環境問題への取り組み
- 7 社会貢献活動への取り組み
- 8 反社会的勢力との関係遮断

信用組合は相互扶助を目的とした協同組織の金融機関として、地域の中小企業や個人の皆様に金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念としています。

こうした地域と共に歩む金融機関として、地域のお客様から真に信頼されるためには、法令や法令に基づく各種ルールや社会的な規範を遵守することは当然の責務であるとの認識に立ち、当組合におきましてもコンプライアンス(法令等遵守)体制の整備に努めております。

具体的には、コンプライアンス体制の一段のレベルアップを目的として、コンプライアンスに関する基本方針、および組織・体制を明確に定めた法令等遵守規程を作成し徹底しております。さらに組合内に統括室を設置すると共に、本部および営業店にコンプライアンス係を配置し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。また、コンプライアンス・プログラムを毎年見直し策定しております。

通常業務におきましては、業務遂行にあたって遵守すべき法令やルールを反映して 作成した各種「規程集」を基にして手続きを行っており、これらに変更があった場合 は速やかに組合内に通達を出し、その趣旨を周知徹底させたうえで「規程集」の該 当部分を更新しています。当組合が信用組合として社会的使命を達成するために、 今後もコンプライアンスの徹底・強化に努めてまいります。

●苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口:小田原第一信用組合 コンプライアンス統括室】 フリーダイヤル:0120-86-0465

受 付 日:月曜日~金曜日(祝日及び組合の休業日は除く)

受付時間:午前9時~午後5時

なお、苦情対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 http://www.daishin.shinkumi.jp/

●紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター 電話: 03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター 電話: 03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター 電話: 03-3581-2249

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用をご希望されるお客様は、上記小田原第一信用組合コンプライアンス統括 室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前 記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域 の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、 弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日:月曜日〜金曜日(祝日及び協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時〜午後5時 電話:03-3567-2456

●リスク管理について



リスク管理体制はどのようになっていますか?



次の8つのリスクに重点を置き対応しております。

●信用リスク

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が回収できなくなる リスクのことです。

当組合では、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い貸出資産の健全 化・良質化を維持するために厳格な審査と資産の管理強化に努めるなど信用リス ク管理の徹底を図っております。

●市場リスク

市場リスクとは、金融市場(金利・有価証券の価格・為替相場)の変動で収益が不安 定となり、損失を被るリスクです。当組合の有価証券の運用は国債・事業債を中心 に元本確実なものを保有しており、安全で確実な運用を心がけております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、ないしは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより 損失を被るリスクです。当組合では、平常時においても危機時を想定した 資金調達手段の管理をしております。

●事務リスク

事務リスクとは、事務処理上のミスやトラブルが発生することにより損失を受ける収益 リスクのことです。当組合では、日常業務の中でミスを未然に防止し、正確で迅速な 事務処理を実施するため、事務の機械化や集中化を推進すると同時に、事務量に伴 う適正な人員配置や諸規程・事務取扱要領・マニュアルの整備に努めております。

●システム・サイバーリスク

システムリスクとは、電算システムの障害・誤作動・システムの不備・不正使用・サイバー攻撃等により、金融機関が損失を被るリスクのことです。 当組合は、主要システムの委託先である信組情報サービス㈱と協力してリスクの削減やサイバーセキュリティー対策の強化に努めています。

●法務リスク

法令違反や法務知識不足等により、損失を被るリスクです。**当組合は、これらの発生を未然に防止するため、事前の管理を通じて適切な対応に努めてまいります**。

●風評リスク

当組合の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害を被るリスクです。当組合は、これらの発生を未然に防止するとともに、発生時の影響を極小化するため、事前事後の管理を通じて適切な対応を心がけております。

●統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、各種リスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較対照することにより管理する方法です。当組合では、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクといった異なる種類のリスクを計量化し、これを自己資本の範囲内にコントロールするよう管理しております。

●マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策への取組みについて



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策はどのように行っていますか?



当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取組んでいます。

1. 組織的な対応

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づく取引時確認および疑わしい取引の届出に関する内部管理体制の構築に努めています。

2. 取引時確認の事務内容

金融機関は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、取引時において、本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存及び疑わしい取引の届出が義務付けられており、違法な取引の排除に努めています。

3. 外部専門機関との連携

当組合は、平素から警察、暴力追放運動センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

4. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、金融機関としての社会的責任を強く認識し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策を徹底しているほか、反社会的勢力からの不当な要求などには一切応じません。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力等による不当な要求に対しては、民事と刑事の 両面から法的措置を講じるなど断固たる態度で対応します。 ●個人情報の取扱いについて



個人情報保護の立場から、どのようなことに取り組んでいますか?



お客様の情報を厳格に管理し、 お客様のご希望に沿って取り 扱うとともにその正確性・機密 保持に努めています。

当組合は1~8の「個人情報保護宣言」を ホームページ等に公表しております。

- 1. 個人情報の利用目的
- 2. 個人情報の適正な取得について
- 3. 個人データの第三者提供
- 4. 個人データの委託
- 5. 個人データの共同利用
- 6. 個人データの安全管理措置に関する方針
- 7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求
- 8. ご質問・相談・苦情窓口

詳細につきましては、窓口担当者に お尋ねください。

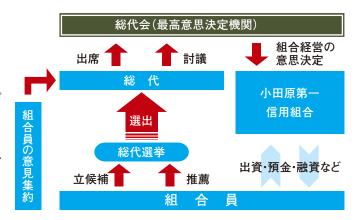
●総代会制度について

*総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて 経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。ま た、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である総 会が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及 び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。 しかし、当組合は組合員6,507名(令和7年3月末)と多く、総会の開催が困 難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、総代会を 設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に 反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運 営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、 総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告 が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事 の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する 意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や総代による地区別懇談会の実施のほか、お客様ご意見箱の店頭設置、役職員による日々の訪問活動を通じて、総代や組 合員のご意見・要望をお聞きし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

*総代の選出方法・任期・定数

組合員の代表である総代の選出につきましては、定款及び総代選挙規程により行っており、総代の任期は3年、定数は100人以上110人以内であり、当組合の営業区域の選挙区毎に、 その選挙区に所属する組合員のうちから選挙を行っております。総代に立候補しようとする方は、選挙期日の10日前までに組合所定の届出書を選挙長又は選挙管理人に届け出て、これを 行っております。なお、選挙区における総代定数を超えないときは、その候補者を当選者とし、選挙は行っておりません。

*総代の皆様(令和7年6月末現在)

選挙区	栄町地区	浜町地区	本町地区	城山地区	中町地区	酒匂地区	鴨宮地区	富水地区	足柄下郡地区	足柄上郡地区
総代定数	8名	6名	3名	8名	14名	10名	23名	13名	3名	22名
総代数	8名	6名	3名	8名	12名	10名	22名	13名	3名	21名
一 (総 職業 年代	河野精一郎① 小林泰一郎③ 中谷 彰吾② 藤井香肇② 南松下靴店① 十 総代定数 代の属性別構 別:個人9.4%、 3.30代以下-0. 60代23.6% (別:製造業9.2% 卸売業・小売	鈴木 宏太郎② 大 宏太郎② 大 宗	然 光一® 代数 106 9%、 6。 6、50代17.9%。 80代以上26.4° 3%、 安業16.3%、	小笠原正人② 小小西 真玉	木村 隆也② 小林 英樹② 佐久間信行② 竹内 和幸④ 田島 儀雄④ 坪井 七郎⑦ 寺澤 一男⑨	片岡 勝② 酒井 利幸⑥ 坂田 宏① 椎野 武⑦ 杉之間 大和② 竹内 正浩① 羽田 聖人⑤ 府川 賢司③ ㈱マイハウス⑥	全型 电极 (1) 电极 (2) 电极 (3) 电极 (4) 电极 (4	機崎崎嘉安内田藤安子大太郎大本大次大次(本)大(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)<td>石川 一郎⑥ 岩崎 淳一①</td><td>天綾石石植内大加加金川重芝杉鈴高露中野医保野野川澤松田久藤藤内本成 山木田木村中縣田禧喜太明義孝皇完正栄俊征克精達喜高 志归裕 音乐 一明一彦一夫一雄力子//治治 一人 一人</td>	石川 一郎⑥ 岩崎 淳一①	天綾石石植内大加加金川重芝杉鈴高露中野医保野野川澤松田久藤藤内本成 山木田木村中縣田禧喜太明義孝皇完正栄俊征克精達喜高 志归裕 音乐 一明一彦一夫一雄力子//治治 一人

※氏名の後の数字は、就任回数を示しております。

*第70回通常総代会決議事項報告

令和7年6月23日(月)午後4時から報徳二宮神社報徳会館会議室において、 第70回通常総代会を開催し、下記の報告、議案事項が承認可決されましたのでご報告します。

[報告事項] 第73期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告・貸借対照表・損益計算書報告の件

第1号議案 第73期剰余金処分案承認を求める件 第2号議案 第74期事業計画及び収支予算案承認を求める件 [議決事項] (原案どおり承認可決されました)

第3号議案 組合員除名承認を求める件

(原案どおり承認可決されました) (原案どおり承認可決されました)



) 報酬体系について

1.対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間 中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘定し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、 監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職 慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

①決定方法 ②支払方法 ③決定時期と支払時期

南足柄支店

〒250-0113 南足柄市岩原245-1

TEL.0465-74-1317

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額	(単位:百万円) 注1 対象役員に認
対象役員に対する報酬等	43	注 対象仅貝に改

該当する理事は8名、監事は2名です。 記以外に支払った役員退職慰労金は、理事13,780千円であります。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を 与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な 影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

- 注1.対象職員には、期中に退職した者も含めております。 注2.「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平注3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金支給規程」に基づき支払っております 注2.「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていない ため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

●組織運営体制





本 店

〒250-0011 小田原市栄町1-5-17

TEL.0465-23-0291





本店長 高杉 昌 義

鴨宮支店

〒250-0875 小田原市南鴨宮3-44-38

TEL.0465-47-9275



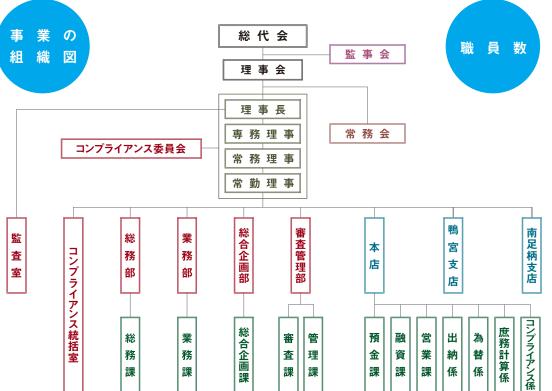




浜 畑 誉 啓



南足柄支店長 堀 田



[定性的な開示事項]

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からの出資金および利益金の積立(内部留保)によって調達しております。

普通出資	①発行主体:小田原第一信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:290百万円
非累積的永久優先出資	_
期限付劣後ローン	_

2. 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、経営内容の健全性確保のために自己資本の充実が最重要課題との認識から、内部留保の充実と資産の健全化を進めてきた結果、自己資本比率は11.48%となり、国内基準の4%を大幅に上回る高い健全性を確保しております。当組合は、今後も計画的な収支予算に基づいた業務推進と堅実経営に徹し、内部留保に努め、自己資本の充実に取組んでまいります。

3. 信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合の貸出への取組みは、回収に懸念がなく、かつ、安全性・収益性・成長性・流動性・公共性の原則に沿った審査を行い、特定の業種や特定の貸出先に集中することのないよう管理をしております。また、当組合が定めた自己査定基準により、厳格な資産査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しております。個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、必要に応じて貸出審査会や常務会において信用リスク管理における重要事項を審議しております。

信用コストである貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。上記以外の破綻懸念先債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定には4つ(㈱格付投資情報センター(R&I)、㈱日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P))の適格格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

バーゼルⅢ最終化における信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、自組合預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、組合が 定める「貸出金事務規程」や各種担保価格算出基準等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当組合が扱う主要な保証には、 政府保証と同様の信用度を持つ独立行政法人住宅金融支援機構住宅融資保険、法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用 度を判定する株式会社クレディセゾン(格付 A+(R&I))、による保証があります。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種や エクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、監査室による臨店監査を通じて内部監査の強化を図るとともに、内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事務リスクに対する管理態勢を確保しております。また、当組合では、信組情報センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳のファイル・通信回線などの二重化及びバックアップセンターの設置等、災害発生時のオンラインシステム確保にも万全を期しております。その他のリスクについては、「ご意見箱」の設置や「相談苦情シート」による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、常務会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合のオペレーショナル・リスク相当額の算出には、令和5年度計数では基礎的手法を、令和6年度計数では標準的計測手法かつILMを「1」として使用しております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合が期末現在で保有する出資等は全国信用協同組合連合会出資金、株式会社商工組合中央金庫及び信組情報サービス株式会社株式であり、いずれも関係機関の出資等で業務報告書等により財務状況の確認を行うとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、銀行勘定の金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総務部が所管し毎月、ALMシステムを利用し、モニタリング・分析を行っております。算出したデータは、定期的にALM委員会に報告され、それに基づき同委員会において、金利リスク管理の基本方針・資金運用計画・リスク管理方策等を検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は、304百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

1.自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		令和	5年度	令和(6年度
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	20,196	807	19,253	770
1	標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー				
	(i) ソブリン向け	65	2	62	2
	(ii) 金融機関向け	2,208	88	2,170	86
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			_	
	(iii) カバード・ボンド向け			_	
	(iv) 法人等向け	8,120	324	7,243	289
	(v) 中小企業等・個人向け	927	37		
	(vi) 中堅中小企業等・個人向け			2,226	89
	トランザクター向け			40	1
	(vii) 抵当権付住宅ローン	634	25		
	(viii)不動産取得等事業向け	6.062	242		
	(jx) 不動産関連向け	-,		5,975	239
	自己居住用不動産等向け			782	31
	賃貸用不動産向け			2,807	112
	事業用不動産関連向け			2,386	95
	その他不動産関連向け				
	ADC向け			_	
	(x) 劣後債権及びその他資本制証券等			_	
H	(xi) 三月以上延滞等	0	0		
\vdash	(xii) 延滞等向け			880	35
	(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			37	1
	(xiy) 出資等	344	13	331	13
	出資等のエクスポージャー	344	13	331	13
	重要な出資のエクスポージャー	344	13	331	- 13
	(xv) 株式等				
	(xvi) 重要な出資のエクスポージャー				
1 1	(xvii)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー				
1 1	(XVII) 他の重数両角等の内容見入手師を主なのプラ州家自進山具等及じていたが同じれた房廷則主て収しる当りもののなどいのでは、 (XVIII) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー				
I 1	(xix) その他	1 025	72	328	13
	証券化エクスポージャー	1,835	73	320	I3
	証券にエフスルーフャー リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
	リスク・・フェイトのみなし計算が適用されるエクスホークャー ルック・スルー方式				
I 1	マンデート方式				

1 H					
	蓋然性方式(400%)				
	フォールバック方式(1,250%)				
	未決済取引 				
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			_	
	CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)				
	中央清算機関関連エクスポージャー				
	ペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	816	32	712	28
BI				475	
BI	<u> </u>			57	
ハ.単	体総所要自己資本額(イ+ロ)	21,012	840	19,966	798

注)

- 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引による ものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品 取引の与信相当額です。
- 3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
- 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約 定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に 係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機 関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向 け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクス ポージャーのことです。
- 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーの ことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」 に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 6. 「その他」とは、(i) ~ (xviii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には第一種金融商品取引業者向け、出資金等、取立未済手形等が含まれます。
- 7.当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 8.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を 採用しています。(令和5年度計数)

マオペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ・8% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

- 9.当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
- 10.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母 の額×4%

2.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別>

エクスポージャー区分	信用リスクエ	信用リスクエクスポージャー期末残高								
地域区分类程序公			貸出金、コミ その他のデリ のオフ・バラン	ットメント及び リバティブ以外 レス取引	債	券	デリバテ	ィブ取引	延滞 エクス ポージャー	延滞 エクス ポージャー
業種区分	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
国内	21,368	21,152	16,835	16,818	4,533	4,334	-	-	17	799
国外	3,595	4,131	-	-	3,595	4,131	-	-	-	
地域別合計	24,964	25,284	16,835	16,818	8,129	8,466	-	-	17	799
製造業	1,576	1,391	1,081	901	494	489	-	-	0	392
農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業·採石業·砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	1,705	1,523	1,705	1,523	-	-	-	-	16	25
電気・ガス・熱供給・水道業	488	466	-	-	488	466	-	1	-	
情報通信業	205	298	15	13	189	284	-	-	-	
運輸業·郵便業	244	234	46	37	197	196	-	-	-	
卸売業·小売業	1,356	1,594	1,356	1,594	-	-	-	-	-	117
金融業·保険業	4,199	4,737	3	13	4,195	4,723	-	-	-	
不動産業	7,609	7,459	5,045	5,152	2,563	2,306	-	-	-	
物品賃貸業	9	8	9	8	-	-	-	-	-	
学術研究・専門技術サービス業	532	543	532	543	-	-	-	-	-	
宿泊業	539	471	539	471	-	-	-	-	-	
飲食業	620	558	620	558	-	-	-	-	-	19
生活関連サービス業・娯楽業	218	267	218	267	-	-	-	-	-	7
教育·学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療•福祉	392	333	392	333	-	-	-	-	-	19
その他のサービス	595	526	595	526	-	-	-	-	-	54
各種サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国·地方公共団体等	0	0	-	-	-	-	-	-	-	
個人	4,659	4,862	4,659	4,862	-	-	-	-	0	162
その他	10	9	10	9	-	-	-	-	-	
業種別合計	24,964	25,284	16,835	16,818	8,129	8,466	-	-	17	799

- 注)
- 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデ リバティブ以外のオフ・バランス取引」 とは、貸出金の期末残高の他、当座貸 越等のコミットメントの与信相当額、デ リバティブ取引を除くオフ・バランス取 引の与信相当額の合計額です。
- 2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、 元本又は利息の支払が約定支払日の 翌日から3ヵ月以上延滞している者に 係るエクスポージャーのことです。
- 3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。 ①金融再生法施行規則上の「破産更
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「 「危険債権」、「要管理債権」に該当 すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座 貸越であること 4.上記の「その他」は、裏付となる個々の
- 4.上記の「その他」は、裏付となる個々の 資産の全部又は一部を把握すること が困難な投資信託等および業種区分 や期間区分に分類することが困難な エクスポージャーです。
- 5.CVAリスクおよび中央清算機関関連 エクスポージャーは含まれておりません。
- 6.業種別区分は日本標準産業分類の大 分類に準じて記載しております。 7.残存期間別の計数については、システ
- 7.残存期間別の計数については、システム対応ができていないため算定しておりません。

口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

				当期源	期末残高		
		期首残高	当期増加額	目的使用	目的使用その他		
一般貸倒引当金	令和5年度	123	123	-	123	123	
一放貝因打马並	令和6年度	123	138	-	123	138	
個別貸倒引当金	令和5年度	100	153	7	93	153	
四別貝封打ヨ並	令和6年度	153	140	17	135	140	
	令和5年度	224	276	7	216	276	
合 計	令和6年度	276	279	17	258	279	

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

												歴・日77117
					個別貸佣	到引当金						
	- 田岩	 残高	小田+	 曽加額	当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	物目	八 同	3 707	自川留見	目的使用		その他		栁木	/太同		
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	4	3	3	-	-	2	4	1	3	0	-	-
農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	29	28	28	12	1	13	28	14	28	13	1	11
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	6	32	32	34	0	-	6	32	32	34	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	5	4	4	5	-	-	5	4	4	5	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
教育・学習支援業	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	3	2	2	3	-	-	3	2	2	3	-	-
その他のサービス	9	28	28	29	-	-	9	28	28	29	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	42	51	51	52	5	0	36	50	51	53	0	0
合 計	100	153	153	140	7	17	93	135	153	140	1	11

注)1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

	CCF・信用リスク	削減効果適用前	CCF·f	言用リスク削減効果	適用後	リスク・ウェイト
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス	信用リスク・	の加重平均値
	資産項目	資産項目	資産項目	資産項目	アセットの額	(%)
			2024	年度		
現金	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	ı	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	ı	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	ı	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方高校団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	ı	-	-	-	-
地方三公社向け	-	ı	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,170	ı	2,170	-	2,170	100
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	7,811	134	7,732	419	7,243	94
特定貸付債権向け	-	ı	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,614	4,286	2,417	133	2,226	87
トランザクター向け	-	1,224	-	89	40	45
不動産関連向け	7,651	-	7,645	-	5,975	78
自己居住用不動産等向け	1,956	ı	1,950	-	782	40
賃貸用不動産向け	3,337	-	3,337	-	2,807	84
事業用不動産関連向け	2,357	-	2,357	-	2,386	101
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	_
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	651	-	647	-	880	136
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	37	-	37	-	37	100
取立未済手形	1	_	1	-	1	100
信用保証協会等による保証付	2,391	_	2,391	-	54	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	
<u></u>					18,590	

注)1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

^{2.「}CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛け目(%)のことです。

^{3.「}リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

					資産の客	頁及び与1	言相当額(の合計額	(CCF·信	用リスク	削減効果	適用後)				
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
								202	4年度							
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-			-	
地方高校団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	2	-	-	-	-	-	-	-		-	89	141	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	89		-		
不動産関連向け	-	13	-	-	-	-	-	1,679	-		-	-		-	1,711	
自己居住用不動産等向け	-	13	-	-	-	-	-	1,679	-		-	-		-		
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	1,711	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-			-		
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-			-		
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-		-	-	-		-			-		
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
信用保証協会等による保証付	1,844	547	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	1,844	563	-	-	-	-	-	1,679	-	-	_	89	146	-	1,711	

					資産の額	預及び与作	言相当額	の合計額	(CCF·信	用リスク	削減効果	適用後)				
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
		2024年度														
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	•	-	-	-	-	-	•	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方高校団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
地方三公社向け	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,259
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	3,259	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	810	-	-	-	-	1,507	-	-	-	-	-	-	-	-	2,551
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89
不動産関連向け	444	257	-	-	276	-	-	1,462	1,570	-	-	228	-	-	-	7,645
自己居住用不動産等向け	-	257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,950
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	1,462	-	-	-	162	-	-	-	3,337
事業用不動産関連向け	444	-	-	-	276	-	-	-	1,570	-	-	65	-	-	-	2,357
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	170	-	-	-	-	472	-	-	-	647
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	37
取立未済手形	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,391
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	444	1,067	_	3,259	276	-	1,715	1,462	1,570	-	_	700	-	-	-	16,532

注) 最終化されたバーゼル皿の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

	エクスポ-	ージャーの額
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和:	5年度
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	219
10%	-	2,885
20%	14,053	8
35%	-	1,828
50%	2,305	-
75%	-	1,421
100%	2,403	11,308
150%	701	17
250%	-	-
1250%	-	-
	19,463	17,689

				(丰區:日次11)	
告示で定める リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク	削減効果適用前		資産の額及び	
(%)	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	CCF・の加重平均値(%)	与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
40%未満	4,093	-	-	4,087	
40%~ 70%	2,302	1,227	7.000	2,392	
75%	1,150	2,947	1.000	1,067	
80%	-	-	-	-	
85%	3,338	82	0.000	3,259	
90%~ 100%	2,061	119	5.000	1,991	
105%~ 130%	3,033	-	-	3,033	
150%	705	44	1.000	700	
250%	-	-	-	-	
400%	-	1	-	-	
1250%	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	
合 計	16,685	4,421	3.000	16,532	

注) 1.最終化されたバーゼル皿の適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。 2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CAVリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

^{2.「}CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーの オフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 適格金融資産担保 保証 クレジット・デリバティブ 令和5年度 令和5年度 令和6年度 令和5年度 令和6年度 令和6年度 ポートフォリオ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー 253 286 273 126

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区分	令和	5年度	令和6年度			
E JI	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価		
上場株式等	-	-	-	-		
非上場株式等	272	272	272	272		
合 計	272	272	272	272		

注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

口. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
	-	-

注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	-	-

注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	-	-

注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

^{2.} 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

8. 金利リスク

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券のうちの債券」、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」「において通貨でとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間でとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨でとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値は、304百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

下表「IRRBB1」は金利ショック下の銀行勘定の経済価値変動(△EVE)を表しています。

■⊿EVE

金利ショックに対する経済価値(EVE:Economic Value of Equity)の減少額をプラスで表記しています。 当組合の⊿EVEは金利上昇時に現在価値が減少します。

■⊿NII

算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益(NII:Net Interest Income)の減少額をプラスで表記しています。 当組合の⊿NIIは金利低下シナリオにおいて金利収益が減少します。

口. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	(手座・日の口)						
IRRBB1	: 金利リスク						
		1	п	Λ	=		
項番		∠E\	VE.	⊿۱	NII .		
		令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末		
1	上方パラレルシフト	304	426	0	0		
2	下方パラレルシフト	0	0	33	22		
3	スティープ化	259	358				
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下						
7	最大値	304	426	33	22		
			†	,	`		
		令和7年	=3月末	令和6年	∓3月末		
8	自己資本の額	2,29	93	2,2	11		

注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「自己資本充実の状況等について[定性的な開示事項]の項目」に記載しております。

だいしんは、[心と心のふれあいを大切にする] 信用組合として、皆様に信頼され、ご利用いただけるよう、経営体質の強化に努めるとともに、 地域社会の発展に貢献するため様々な活動を行なっています。





各地元自治会主催の夏祭りに模擬店を出店し、売上金を各自治会に寄贈しました。 「 本 店] 「鴨宮支店]



環境改善への意識を高める 小田原クリーン大作戦を継続して実施しています。



小田原市社会福祉協議会へ しんくみピーターパンカード寄付金を贈呈しました。

■地域貢献に向けた当組合の経営姿勢

- ■預金等の商品を通じた地域貢献 (既存の預金商品のほか、下記の商品をご用意しております。)
 - ・退職金定期預金・・・・退職を迎えられたお客様を対象に金利優遇した定期預金
 - ・だいしん年金定期・・・・当組合に年金受給口座をお持ちのお客様を対象にした定期預金
 - ・しんくみ相続信託・・・・相続時に安心して資金が確保できるオリックス銀行との提携商品
- ■融資を通じた地域貢献 (事業者および個人の皆様の資金ニーズにお応えするために、各種ローンをご用意しております。)
 - ・神奈川県中小企業融資制度、小田原市中小企業融資制度などをご利用できる事業資金のお借入の取扱をしております。
 - ・創業支援融資商品「サクセス」を商品化し、創業者の資金繰り支援のお手伝いをさせていただいております。
 - ・個人消費ローン、フリーローン、マイカーローン、教育ローンのほか、おまとめローン「ゆとり」、おまもり、おまもり、ままもり、これでは合わせた商品の開発に努めています。

■取引先への支援状況等

・お取引先の経営改善・事業再生につきましては、神奈川県信用保証協会・中小企業再生支援協議会と連携し、当組合内部のだいしん機能強化推進委員会を中心に取引先に対しての支援体制を整えております。また、よろず支援拠点およびミラサポ等の利用による経営支援も行っております。

■文化的・社会的貢献に関する活動

- ・地域イベントへの参加・・・鴨宮支店、南足柄支店では、自治会が主催する夏祭りに毎年参加、模擬店の出店により地域の皆様とふれあいの輪を広げております。なお、イベントの売上は寄付金として地元でお役立ていただいております。
- ・車いすの寄贈…役職員からの善意の募金により毎年、社会福祉協議会へ車いすを寄贈し地域の福祉にお役立ていただいております。
- ・奉仕活動の実施…夏の海水浴でにぎわった御幸の浜海岸を、毎年9月に役職員により清掃奉仕を実施しており、地域の美化に貢献しております。

■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

期	期初債務者数(A)						
	うち、経営改善支援取組み先(a)						
	αのうち、期末に債務者区分がランクアップした先数(β)						
	αのうち、期末に債務者区分が変化しなかった先(γ)						
	αのうち、再生計画を策定した先数(δ)						

経営改善支援取組み率	(α/A)	10.66
ランクアップ率	(β/a)	0.82
再生計画策定率	(δ/α)	76.92

- 1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
- 2.期初債務者数は令和6年4月当初の債務者数です。
- 3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、 住宅ローンのみの先は含んでおりません。
- $4. \lceil \alpha (\mathcal{P} \mathcal{W} \mathcal{P} \mathcal{P})$ のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 $\beta (\mathcal{P} \mathcal{P} \mathcal{P})$ 」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。
- 5. [α(アルファ)のうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)]は、 期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
- 6. [α(アルファ)のうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
- 7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

■中小企業の経営支援に関する取り組み方針

1.お客様からの新規のご融資や貸出条件の変更のご相談、お申し込みに対しては、お客様の経営状態や収支状況を的確に把握し、迅速かつ真摯に適切な対応をいたします。 2.お客様との貸出条件の変更等の協議にあたっては、中小企業の特性や事業の状況、事業の改善、再生の可能性等を勘案し、経営改善に向けた取り組みを積極的に支援いたします。 3.お客様の抱える問題や課題に対してはお客様の立場に立ち適切な解決策のご提案ができるようにコンサルティング機能の発揮に努めます。

■中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、経営革新等支援機関の認定を受けており、

外部専門家等との連携が可能となっており支援業務の拡充が図れるようになりました。

■中小企業の経営支援に関する取り組み状況 取引先企業のライフサイクルに応じた支援のため下記の通り活動いたしました。

創業・新規事業開拓の支援	成長段階における支援	経営改善・事業再生・業種転換等の支援
地域経済の活性化に向けて、新たな事業者や現有企業の新たな事業展開のため創業支援融資商品「サクセス」を商品化し金融支援に取り組んでおります。	総代会および地区懇談会において総代相互の情報交換の場を設けております。 また、取引先を会員とする交流会を開催しており、会員相互の情報交換の場を提供しています。	内部組織である「だいしん機能強化推進委員会」において、経営支援・事業再生を必要とするお取引先について活動を実施しております。外部機関等との連携による取組みも実施し、お取引先の支援に努めております。

■地域の活性化に関する取り組み状況

当組合では、各自治体が実施している事業者向け融資制度の取扱金融機関となり、地域の事業者の資金需要にお応えしております。 また商工会議所・商工会・商店街等の会員となり諸事業に参加することにより地域の活性化に努めております。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまから お借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、他機関との連携により、専門家派遣など経営改善支援を行っております。

■「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和6年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は、253件(前年度232件)の実績でした。「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は82.41%(同75.08%)と大幅に上昇しております。また、「保証契約を解除した件数」は、5件(前年度3件)の実績でした。「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)」は、実績がありませんでした。

■電子決済等代行業者との連携及び協働にかかる方針

■当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働にかかる基本方針を以下のとおりとしています。

- 1.電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
 - 当信用組合は、地域のコミュニティと共に生き、地域経済の発展や、組合員の生活レベル向上を図っていますが、その一層の促進に向け、 電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。
- 2. 「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項の同意有無

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項に同意し、全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。) が締結する電子決済等代行業者と連携を行います。

- 3.参照系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
 - 全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
- 4. 更新系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
 - 全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
- 5.オープンAPIに係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備に係るシステム構築に関する方針 全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
- 6.連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

担当部署:小田原第一信用組合 業務部

電話番号:0465-23-0292

- 7.その他参考になるべき情報
 - 全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。





小田原市緑1丁目43番地にて営業開始

●昭和32年

商工組合中央金庫代理店の指定を受ける

●昭和35年

中小企業金融公庫代理店の指定を受ける

●昭和38年 鴨宮支店開設

本店第一興産ビルに入居移転

●昭和43年

神奈川県税取扱店の認可を受ける

●昭和44年 全国信用協同組合連合会

代理業務取扱開始

●昭和46年

●昭和47年

●昭和48年

●昭和53年

南足柄支店開設

南足柄市公金収納代理 金融機関の指定を受ける

新第一ビルに本店移転

当組合業務処理電算化スタート

●昭和49年 小型コンピューターを導入事務の機械化始動

しんくみ為替取扱開始

鴨宮支店新店舗完成移転

●昭和56年 中町支店開設

オンラインスタート ●昭和58年

●昭和59年 融資オンラインスタート

●昭和59年 小田原第一信用組合に名称変更

●昭和60年 ATM(現金自動預入支払機)稼働

●昭和62年 住宅金融公庫代理店の指定を受ける

●平成3年 第3次オンラインスタート

●平成5年 外国為替取次業務開始

●平成7年 日本銀行歳入復代理店復託業務取扱の

許諾を受ける

●平成11年 ポスト第3次オンラインスタート

ATM日曜祭日稼働スタート

●平成12年 デビットカード取扱開始

監督官庁が県から国に移管

窓口『5時まで』営業開始

ATM『午後9時まで延長』を実施

台湾の信用組合

『彰化市第十信用合作社』

当組合視察来訪

創立50周年記念式典を挙行

窓口「4時まで」営業時間変更

第5次全銀システム運営開始

●平成16年 アイワイバンクとのATM提携利用スタート

常勤監事、会計監査人選任

証券業務取扱に関する登録を受ける

個人向け国債取扱開始

小田原市栄町2-9-35に本店移転 ●平成20年

●平成24年 創立60周年記念式典を挙行

第6次全銀システム運営開始 ●平成27年

しんくみ相続信託取扱開始

中町支店を本店に統合

小田原市栄町1-5-17に本店移転















●平成14年

●平成15年

●平成17年 ●平成18年

●平成19年

●平成30年

●平成31年

●令和5年





ま ん

た

は

の

街

で

芽

ば

え

毎日の暮らしの便利さのために、そして輝かしい未来づくりのために…。 「預金」に期待する意味は、お客様それぞれによってさまざまです。だいしんは、お客様のニーズにあったいろいろな「預金」をご用意することはもちろん、「新商品」の開発にも力を注いでおります。

●預金のご案内

	種類	特色 (内容)	期間	お預け入れ額
	総合口座	普通預金に定期預金をセットしたもので「貯める・支払う・受取る・借りる」 の機能を持った便利な口座です。普通預金の機能のほかに、口座にセットし た定期預金を担保に、その合計額の90%(最高300万円)まで自動的に融資 がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	普通預金	日常の出し入れをはじめ、給与・配当金・年金の自動受取、公共料金の自動支 払などにご利用いただけます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上
#	利息型普通預金	ベイオフ全面解禁後も預金保険制度により全額保護されます。普通預金と同様に自動受取・支払がご利用いただけます。お利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
	貯蓄預金	普通預金の手軽さに普通預金よりも有利な利率、いつでも使いたい時に引き 出せる預金です。ご利用は個人のお客様限定となります。	出し入れ自由	1円以上
	スーパー定期預金	短期(1ヶ月)から長期(5年)まで有利な運用ができ、お預入れの時の利率は、 満期日まで変わりません。	1ヶ月~5年	1,000円以上
定	自由金利型定期 預金(大口定期)	高利回りの自由金利型定期預金。大口の余裕資金の運用に最適です。	1ヶ月~5年	1,000万円以上
期	期日指定定期預金	1年複利でお得な個人専用預金です。1年経過後は満期日を指定でき、一部解約も可能です。	最長3年(据置期間1年)	1,000円以上
	変動金利定期預金	預入れ日から6ヶ月ごとに市場金利に連動して金利が変わります。	2年、3年	1,000円以上
預	退職金定期預金	組合員のための退職金の受入れ商品として、お客様のセカンドライフに係る資金 運用の支援を目的としていますので、適用される金利が有利となっております。	1年	100万円以上
金	だいしん超得年金定期預金 (募集期間限定商品)	「だいしん」で年金をお受け取りのお客様限定の金利が上乗せされた 定期預金です。	6ヶ月	おひとり様100万円以上 500万円以内
	だいしん相続 定期預金	ご家族から引き継がれた大切なご資産を特別金利にてお預入れいただけます。	3年	おひとり様100万円以上 3000万円以内
	定期積金	毎月、一定日に一定の掛金で無理のない資産づくりが可能です。	1年、2年、3年、4年、5年	掛け金1,000円以上
	当座預金	ご商用の代金決済に便利で安全な小切手、手形のご利用ができます。	出し入れ自由	1円以上
	納税準備預金	納税準備のためのご預金です。税金が楽に納められ、非課税ですからお得です。	入金は自由 お引き出しは納税時	1円以上

皆様の夢と豊かな暮らしの実現をお手伝いさせて戴くために、お客様のライフサイクルに合わせた「ローン」を 数多くご用意しております。

●個人向け融資のご案内

種類	お使いみち
住宅ローン	住宅の新築、増改築資金や土地、建売住宅、マンション、中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の改築、改装等の費用の支払資金にご利用いただけます。
カーライフローン	自家用車(自動二輪含む)の購入、修理、車検、用品購入、運転免許取得、他金融機関借替資金等の資金にご利用いただけます。
マイカーローンリピート	マイカーローンの返済が直近1年以内に正常完済(直近1年間以上遅れず)された方に保証料を割引いたします。
教育ローン	受験時にかかる費用、入学時にかかる費用、在学中にかかる費用の支払いにご利用いただけます。
教育カードローン 「チャンスⅡ」	限度額の範囲内で受験料・入学金・授業料・仕送り資金等ATMで繰り返しご利用できるローンです。
災害復旧ローン	災害による家具・家電等の修理、買い換え資金、住宅の補修・修繕費金、車両の修理・買い換え資金にご利用いただけます。
カードローン	限度額の範囲内でカードにより、いつでもくり返してご利用いただけます。
フリーローン	お使いみち自由のローンです。
フリーローン800	お使いみち自由、保証人・担保不要のローンです。
おまとめローン「ゆとり」	消費者金融、クレジット等の借入を一本化して返済するための資金です。
新型ローン「おまもり」	普通預金口座にセットすることにより、預金残高が不足した際に自動的に貸越が受けられます。
(株)日本政策金融公庫	進学ローンがご利用いただけます。

中小企業や個人事業者の方々の資金ニーズにスムーズにお応えできるよう各種商品をそろえております。

●事業者向け融資のご案内

種類	お使いみち
割引手形	受取手形の資金化にご利用いただけます。
手形貸付	運転資金など比較的短期の融資にご利用いただけます。
証書貸付	設備投資など長期の融資にご利用いただけます。
当座貸越	当座預金が不足した時でもご契約の極度額まで自由にご利用いただけます。
新型ローン「おまもりII」	普通預金口座にセットすることにより、預金残高が不足した際に自動的に貸越が受けられます。
地方公共団体制度融資	県、市町村による中小企業向けの各種融資制度がご利用いただけます。
代理業務貸付	(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の代理業務を お取扱いしております。
しんくみパートナーズ	個人事業者を対象とした事業性資金にご利用いただけます。

お客様の資金運用のお手伝いをさせていただいております。

●証券業務のご案内

種類	特 色 (内 容)
国債の窓口販売	「個人向け国債」3年・5年・10年をお取り扱いしております。

「だいしん」では、預金や融資ばかりではなく、お客様の幅広いニーズに対応できるよう各種サービス業務に積極的に取り組んでおります。

●各種サービス

一日住り しろ	
各種サービス	特色(内容)
内国為替	日本全国どこでも安全、確実、スピーティにご送金・お振込ができます。
しんくみ相続信託	オリックス銀行㈱との提携による信用組合業界独自の商品です。 相続発生時に複雑な手続に悩まされることなくスムーズに受取人がご資金をうけとることができます。 元本保証で中途解約もできます。
だいしんふれあい倶楽部	「だいしん」 で年金をお受取のお客様のために、お誕生日プレゼント、ご優待旅行、優遇金利定期預金のお取扱などのサービスをご利用いただけます。
日銀歳入復代理店	お客様の所得税、法人税などの国税および交通反則金、社会保険料などの納付に際し、店頭で領収証書の 即時交付ができます。
個人向け融資の相談	個人ローンの相談をフリーダイヤルで受付けております。 🔯 0120-86-0465
デビットカードサービス	日本全国、デビットカード加盟の小売店で『だいしんキャッシュカード』を利用して買い物ができます。
だいしんキャッシュサービス	『だいしんキャッシュカード』1枚で、『だいしん』本支店のキャッシュコーナーのATMからお気軽に現金のお引き出し、お預入れ、お振込ができます。
全国キャッシュサービス	全国の信用組合、都銀、地銀、信託銀行、信金、農協、労金、ゆうちょ銀行が設置するCD、ATMで『だいしんキャッシュカード』でお引出しができます。
ATM相互入金サービス	第二地銀・信金・労金および信組の業態間でのATM相互入金サー ビスがご利用いただけます。
セブン銀行ATMサービス	セブンイレブン・イトーヨーカドーに設置されたセブン銀行のATMでご入金・お引き出し・残高照会がご利用いただけます。
ゆうちょ提携	全国のゆうちょ銀行の現金自動預払機でご入金・お引き出し・残高照会がご利用いただけます。
JR東日本「VIEW ALTTE」 (ビューアルッテ)提携	JR東日本駅内のATM「VIEW ALTTE」(ビューアルッテ)でお引き出し・残高照会がご利用いただけます。
ATM時間外手数料の 無料化	『だいしんキャッシュカード』をお持ちのお客様は『だいしん』本支店のキャッシュコーナーのATMご利用時の利用手数料はすべて無料とさせていただいております。
他行ATMの利用手数料の 返戻	『だいしんキャッシュカード』をお持ちのお客様が提携他金融機関のATM利用の際の利用手教料について月 3回を限度に返戻させていただいております。(返戻対象になる方は組合員又は組合員のご家族で給与又は 年金をだいしんの普通預金口座でお受け取りの方)
しんくみお得ねっと	全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD・ATM)の利用手数料を無料化する「しんくみお得ねっと」 サービスをはじめました。 これにより提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間内に、 提携先信用組合の自動機で利用手数料を支払うことなく、 現金の引き出しができることになります。
社会貢献型カード しんくみピーターパンカード	(株) オリエントコーポレーションとの提携により、信用組合業界独自の社会貢献機能を有するクレジットカード、「しんくみピーターパンカード」を取り扱っています。カード利用者は、寄付金の負担がなくカード利用代金の0.5%が難病の子供たちを支援するために役立ち社会貢献活動に参加できます。だいしんは、こうした点からも地域や社会の明るい未来を支えています。

◎各種手数料

◎ □ 1= J ××1 -1		- 441 101
種類		手数料
当座小切手帳	1冊(50枚)	11,000円
約束手形帳	1冊(25枚)	5,500円
自己宛小切手発行	1枚につき	550円
当座·普通預金入金帳	1冊	550円
通帳・証書 キャッシュカードおよびローンカード	1件につき	1,100円
? キャッシュカードおよびローンカード	1枚につき	1,100円
融資証明書発行	1件につき	11,000円
各種取引証明書等	1件につき	440円
各種取引明細書等	1件につき	55円
残高証明書発行(預金·融資個別1通)	1通につき	440円
残高証明書発行(預金·融資1枚表示1通)	1通につき	880円
残高証明書発行(監査法人用1通)	1通につき	3,300円
上記郵送料	1通につき	660円

○代金取立手数料(1件につき)

種	類	手数料
電子交換		880円
個別取立(* 1)		1,210円

- (注)当日入金分及び当組合振出し分は無料です
- (*1)「電子交換所」に不参加の金融機関を支払場所とする手形・小切手など

◎個人情報開示手数料

開示項目	手数料	
住所·氏名·生年月日·電話番号	左記一括	1,100円
職業・勤務先の名称・住所・電話番号	左記一括	1,100円
取引残高(科目、口座番号、残高)	指定日毎	1,100円
取引の履歴	1口座・1ヵ月分	1,100円
上記以外の開示請求情報	1,100円	
上記郵送料(本人限定受取郵便)	660円	

◎窓口両替手数料 両替/金種指定支払手数料

お取扱い枚数(硬貨+紙幣)	手数料
1枚~500枚	880円
501枚~1,000枚	1,650円
1,001枚~1,500枚	2,420円
以降、500枚ごと	770円追加

○融資関係毛数料

	種類				手数料
手形貸付手数料 (書替含む)					550円
証書貸付	計手数料				1,100円
手形割弓	川・担保手形	電子交換		880円	
3 /1/ [3 3	1 3-1/13 //2	個法	別取立(*1)		1,210円
調査手数料料	営業地区内	1件	につき	33,000円	
数融料資	営業地区外	1件につき			55,000円
証	一部繰上げ返済				5,500円
書			借入後	3年以内	6,600円
	人体線 しばた文		借入後	5年以内	4,400円
貸	全額繰上げ返済		借入後	7年以内	2,200円
付			借入後	7年超	無料
条件変更(手形貸付、証書貸付)			5,500円		

- (*1)「電子交換所」不参加の金融機関を支払い場所とする手形・小切手など
- (本打) 電子又探所) 不多加の主版機関と文立な場所とする子がついます。 ※担保・融資調査手数料にはお客様がご用意していただく書類を当組合で代行した場合の費用は 含まれません。 (実費をお支払いいただきます。) ※消費者ローンについては証書貸付手数料は無料となります。 ※消費者ローンについては (一部・全部) 繰上げ返済手数料は無料となります。

◎為替関係取扱手数料

© ## B I/V I/V J/						
	種類	手数料				
	振込手数料		5万円未満	5万円以上		
	同一店内	組合員	330円	330円		
窓口扱い	14) /E/3	非組合員	330円	440円		
	本支店宛	組合員	330円	330円		
	本文店兜	非組合員	330円	440円		
	/4-4-c=	組合員	605円	605円		
	他行宛	非組合員	605円	770円		
	ATM振込手数料	5万円未満	5万円以上			
	同一店内	組合員	無料	無料		
	问一店內	非組合員	無料	無料		
自組合カード	本支店宛	組合員	110円	110円		
日祖ロハート	本 又 占 犯	非組合員	110円	220円		
	他行宛	組合員	165円	330円		
	161 1 26	非組合員	385円	440円		
	定額自動送金	同一店舗宛	本支店宛			
	不缺口到公亚	55円	330円			

- *お取扱枚数が10枚以下となる次のお取引は無料です。 ①紙幣のみのご両替 ②記念硬資のご両替 ③汚損した現金の両替 ④金種指定支払 *ご両替のお取引枚数は「ご両替前またはご両替後の枚数いずれか多い方の枚数になります。 *金種指定支払のお取扱い枚数は「金種を指定された紙幣と硬貨の総枚数」となります。
- *金種を指定されない払い戻しについては無料です。 *お支払伝票が複数ある場合は、同一名義のものを合算してお取引枚数を算出します。

◎窓口両替手数料 硬貨整理手数料 (1回あたり)

	ATE T 1 XX11 (II
お取扱い枚数	手数料
1枚~100枚	無料
101枚~500枚	880円
501枚~1,000枚	1,650円
以降、500枚ごと	770円追加

- *預金口座への入金や現金振込の硬質が対象です。 *1日に複数回に分けて手続する場合は、 硬質枚数を合算した手数料となります。 *入金の有無にかかわらず計測した場合は手数料をいただきます。

◎その他

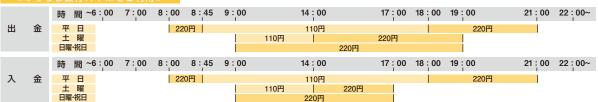
種類	手数料
振込の組戻料	770円
取立手形組戻料	880円
不渡手形返却料	880円
管理用口座開設手数料	27,500円
摘要入力手数料(伝票1枚につき)	110円

◎ ATM・CDご利用手数料 当組合のキャッシュカード・キャッシュ&ローンカード・貯蓄預金カードによるお取引

≪当	組合ATMをご	利用≫										
出金	時 間 ~6: 00	7:00 8	: 00 8	: ₄₅ 9:	: 00	14 : 00		17 : 00	18 : 00	19 : 00	21 : 00	22:00~
入 金 残高照会 通帳記帳	平 日 土 曜 日曜·祝日						無料無料					

≪セブン銀行ATMをご利用≫

	_	時 間 ~6: 00	7: 00	8: 00	8:45	9:00		14 : 00	17 : 00	18 : 00	19 : 00		21 : 00	22:0
出	盂	平日		110円				無料				110円		
^	址	土曜			110円		無料		110円					
		日曜・祝日						110円						



≪その他の提携金融機関ATMをご利用≫

全国の信用組合、都銀、地銀、信託銀行、信金、農協、労金が設置するCD・ATMにてご利用いただけます。

金融機関によってATM・CDのご利用いただける時間・取扱内容・手数料が異なりますので、

詳しくはご利用金融機関にお問い合わせください。

財務諸表

借対照表	長(資産の	部)	単位:千F	9
科	目	第72期 令和6年3月31日現在	第73期 令和7年3月31日現在	_
現	金	219,719	188,847	_
預け	金	11,037,190	10,833,421	1
有価	証 券	8,131,517	8,469,066	2
国	債	_	_	
社	債	4,533,570	4,334,950	
株	式	2,300	2,300	
その他	の証券	3,595,647	4,131,816	
貸出	金	16,835,583	16,818,793	3
割引	手 形	8,403	20,618	
手 形	貸付	888,900	1,153,910	
証書	貸付	15,597,295	15,335,426	
当座	貸 越	340,984	308,839	
その他	! 資産	393,746	386,899	
未決済	為替貸	8,779	6,240	4
全信組注	連出資金	270,300	270,300	
未収	収 益	37,368	43,618	
その他	の資産	77,299	66,740	
有形固	定資産	258,539	260,811	
建	物	124,189	115,297	
±	地	63,518	63,518	
その他の有	形固定資産	70,831	81,995	
無形固	定資産	3,777	3,873	
ソフト	ウェア	3,777	3,873	
その他無法	形固定資産	_	_	
繰 延 税	金資産	_	_	E
債 務 保	証 見 返	338	250	
貸倒引	当金	△ 276,244	△ 279,132	6

(△ 153,146)

36,604,169

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(うち個別貸倒引当金)

資産の部合計

単位:千円

(△ 140,692)

36,682,831

自旧对照衣(貝頂及	の祀貝座の部)	単位:千円
科目	第72期 令和6年3月31日現在	第73期 令和7年3月31日現在
預金積金	34,594,597	34,803,380
当 座 預 金	167,781	112,377
普通預金	11,610,465	11,929,250
貯 蓄 預 金	29,211	23,792
定期預金	20,642,353	20,709,112
定期積金	2,112,305	1,963,350
	32,479	65,496
借 用 金	_	_
その他負債	95,361	78,773
未決済為替借	6,039	4,610
未払費用	8,589	15,922
給付補塡備金	156	113
未払法人税等	450	450
前 受 収 益	11,107	18,667
払戻未済金	1,255	2,332
資産除去債務	8,494	8,559
その他の負債	59,269	28,118
賞 与 引 当 金	8,211	8,752
退職給付引当金	57,619	47,455
役員退職慰労引当金	22,260	10,390
睡眠預金払戻損失引当金	2,504	2,413
偶 発 損 失 引 当 金	423	1,401
繰 延 税 金 負 債	_	_
債務保証	338	250
負債の部合計	34,781,316	34,952,816
出_資金	233,777	290,532
普通出資金	233,777	290,532
利益 剰余金	1,861,886	1,872,221
利 益 準 備 金	223,700	226,628
その他利益剰余金	1,638,186	1,645,593
特別積立金	1,608,900	1,608,900
(経営改善積立金)	(750,000)	(750,000)
当期未処分剰余金	29,286	36,693
組合員勘定合計	2,095,664	2,162,753
その他有価証券評価差額金	△ 272,812	△ 432,738
評価・換算差額等合計	△ 272,812	△ 432,738
純資産の部合計	1,822,852	1,730,015
負債及び純資産の部合計	36,604,169	36,682,831

1 預け金

全信組連などに預けている預金です。

2 有価証券

国債や社債などの有価証券に投資した資金です。

3 貸出金

お客様にお使いいただいている資金です。

4 未決済為替貸

振込などの取引において、銀行間の資金決済が行われる までの間、その資金を一時的に立替えを行う勘定です。

5 繰延税金資産

税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の 額です。

6 貸倒引当金

貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失への備え として積み立てた金額です。

1 預金積金

お客様からお預かりしている預金です。

🙆 未決済為替借

振込などの取引において、銀行間の資金決済が行われるまでの間、その資金を一時的に預かっておく勘定です。

3 未払費用

ご預金の既に経過した利息などです。

4 給付補填備金

定期積金の満期時にお支払いする利息に相当する額です。

5 退職給付引当金

職員の退職金に備えるため、当期末において発生していると認められる額です。

⑥ 債務保証

全信組連や日本政策金融公庫等の代理貸付に伴う債 務保証の額です。

🕜 その他有価証券評価差額金

有価証券の含み損益に該当するものです。

8 純資産

お客様から受け入れられた出資金や、これまでの蓄えた利益の合計です。一般に「自己資本」に該当する部分です。

第73期

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

477,798

457,736

346,409

24,100

77,216

10,009

14,864

6,592

8,272

5,105

5,105

450

15,034

21,658

36,693

損益計算書の部

常

収

有価証券利息配当金

その他の受入利息

受入為替手数料

その他の役務収益

国債等債券償還益その他の業務収益

その他業務収益

役務取引等収益

目

益

科

経

資金運用収益

貸出金利息

預 け 金 利 息

単位:千円

資金運用収益

組合が、貸出金や預け金等で運用して得られた利息等の収入です。

役務取引等収益 為替手数料やその他の手数料収入です。

資金調達費用

お預かりしているご預金などの利息としてお支 払いしたものです。

役務取引等費用

組合が支払った為替手数料や信用保証料などです。

その他経常収益 3,326 91 償却債権取立益 その他の経常収益 3.326 91 経 用 454,368 462,313 資 調 達 費 用 金 7,232 15,289 預 金 利 息 7,156 15,201 給付補塡備金繰入額 76 59 借 利 息 28 役務取引等費用 19,795 19,394 支払為替手数料 2,845 2,834 その他の役務費用 16,950 16,559 その他業務費用 140 18,138 その他の業務費用 140 8 国債等債券売却損 18,130 経 費 360,717 371,407 件 費 222,416 227,094 物 費 件 121,301 122,536 税 金 16,999 21,776 その他経常費 用 66,482 38,083 貸倒引当金繰入額 59,733 20,157 却 僧 貸 出 余 1,843 11,521 その他資産償却 320 320 その他の経常費用 4,585 6,083 経 益 常 利 12.292 15.484 別 利 益 固定資産処分益 その他の特別利益 特 損 失 0 0 固定資産処分損 0 0 その他特別損失 税引前当期純利益 12,292 15,484 法人税、住民税及び事業税 450 450

第72期

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

466,661

443,517

342.410

13,854

73,424

13,827

15,351

6,864

8,486

4,466

4,466

法人税等調整額 税効果会計の適用により計上される法人税、 住民税、事業税の調整額を計上しております。

- (注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.出資金1口当たりの当期純利益5円64銭。

調

整額

益

等

繰越金(当期首残高)

当期未処分剰余金

税

期

税等合計

法

法

3.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、 他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、 14.864千円であります。

450

11,842

17,444

29,286

4.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書の部

単位:千円

科 第72期		第73期	
当期未処分剰余金	29,286	36,693	
積 立 金 取 崩 額	-	_	
特別積立金取崩額	_	_	
計	29,286	36,693	
これを次のとおり処分いたします			
剰 余 金 処 分 額	7,628	9,032	
利 益 準 備 金	2,928	3,671	
出資に対する配当金	4,699	5,360	
(配当率)	(年2%)	(年2%)	
繰越金(当期末残高)	21,658	27,660	

●法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該 当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等に つきましては、会計監査人である「監査法人シドー」の監査を受けております。

●財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び 剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月23日

小田原第一信用組合

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務 残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本 制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却で

あり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金2百万円を費用 処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率

を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記

山口 金次 理事長

●第73期の貸借対照表に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記について
 - は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移 新川山はない。 動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法によ る原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は 次のとおりであります。

建 3年~50年 その他 3年~20年

- 4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソ フトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却して
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資 産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和 4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権に は、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで 計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎と した貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率 の人員日本領土人は日本地土の国本が、 たが同においる 1 や間に金 2 に現入土 を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、与信額が一定額以上の大口債務者 のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に 見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施 前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。上記以外の破綻懸念先 債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相 当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施して おり、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支 給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、退職給付会計基準の簡便法により、自己都合退職による期 末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、当組合は、複数事業主 (信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加 入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができな いため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占め る当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在) 年金資産の額

249,416百万円 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額

211.033百万円 38.382百万円

- (2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。 8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対す る退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められ る額を計上しております。 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの 払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と 認める額を計上しております。

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(3)補足證明

(令和5年4月分~令和6年3月分)0.194%

- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における 支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 11. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収 は立い。 益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務 取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受 入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為 替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固 定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を 行っておりすす
- 13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であっ て、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の

貸倒引当金 279百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な 仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益 獲得能力を個別に評価し、設定しております。但し、個別貸出先の業績変化等によ り、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類に おける貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要な会計方針として5.に記載の正常先債権及び要注意先債権に相当す る債権について、将来見込み等必要な修正を加えて算出することが困難な場合は、 過去22年間の平均損失率を債権額に乗じて求めた予想損失額とを比較し、より 多くの予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

14. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行ってお ります。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債 の総合的管理(ALM)をしております。 (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金 です。また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的で保有しております。これ らは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変 動リスクに晒されております。

(3)金融商品に保るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案 件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題 行との子信春重、子信飯及録、信用用報管理、床証で起床の設定、问題 債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これら の与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経 営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、 与信管理の状況については、監査室がチェックしております。有価証券の発 行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を 定期的に行うことで管理しております。 ②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しており、ALM委員会に おいて決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分 析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委 員会に報告しております。 (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に 基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。 このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資 限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの 軽減を図っております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借用金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主た い、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生 じた場合の時価は、304百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な 予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じ る可能性があります

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様 化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リ スクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の 金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて

開示しております。 15. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおり であります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい料目については記載を省略しております。

0	また、里安性の乙	しい神田については	記載を目略しくお	りより。
		貸借対照表	時 価	差額
		計 上 額		
	預け金	10,833百万円	10,833百万円	一百万円
	有価証券			
	その他有価証券	\$ 8,466百万円	8,466百万円	一百万円
	貸出金	16,818百万円		
	貸倒引当金	△279百万円		
	引当金控除後	16,539百万円	16,746百万円	207百万円
	金融資産計	35,838百万円	36,045百万円	207百万円
	預金積金	34,803百万円	34,641百万円	△162百万円
	借用金	一百万円	一百万円	—百万円
	金融負債計	34,803百万円	34,641百万円	△162百万円
	4. L. 4411. A 1-4	レートマ カルイヤ かけつし	ソノ 人 エッド/ロロボやかけつ	いし ヘチューアヘレー しょくし

なお、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 (注) 1.金融商品の時価等の算定方法

金融資産

が、 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くこ とで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

債券及びその他の証券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格 によっております。

(3)貸出金

質出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び 個別貸倒引当金を控除する方法により算定した価額を時価とみなしております。 ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、 その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を 市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみ なしております。

(2)借用金

残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価格と近似していることから、当 該帳簿価格を時価としております。

(注)2.市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、 金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分 非上場株式 貸借対照表計上額 2百万円 全信組連出資金 270百万円

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表 計 上 額	取得原価	差額
一百万円	一百万円	一百万円
一百万円	一百万円	一百万円
100百万円	100百万円	0百万円
100百万円	100百万円	0百万円
	計 上 額 一百万円 一百万円 100百万円	計 上 額 一百万円 一百万円 一百万円 一百万円 100百万円 100百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

債 券	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差額
国債	—百万円	一百万円	-百万円
社 債	4,334百万円	4,602百万円	△267百万円
外国債券	4,031百万円	4,197百万円	△166百万円
小 計	8,366百万円	8,799百万円	△433百万円
合 計	8,466百万円	8,899百万円	△432百万円

- (注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上し たものであります
- 17. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売 却 価 額	売 却 益	売 却 損
81百万円	一百万円	18百万円

18. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

信 券	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
社 債	199百万円	3,082百万円	653百万円	399百万円
外国債券	一百万円	2,462百万円	1,582百万円	87百万円
合 計	199百万円	5,545百万円	2,235百万円	486百万円

19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に 関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」の中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証 しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条 第3項 によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び 仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価 証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約による ものに限る。)であります

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 83百万円 危険債権額 619百万円 3か月以上延滞債権額 - 百万円 貸出条件緩和債権額 98百万円 合計額 801百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手 続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこ れらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってい ないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利 息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権 に該当しないものであります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上 遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該 当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その 他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権並びに3か月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債 権額は、貸倒引当金控除前の金額であります

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額面金額は20百万円であります。

当座貨越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について 違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に 係る融資未実行残高は4,418百万円であり、その全額が原契約期間が1年以内のもの又は任意 の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終 了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影 響を与えるものではおりません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価 証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客 の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 有形固定資産の減価償却累計額 259百万円

23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により 使用しております

24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円 25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度額超過額 62百万円 減価償却超過額 3百万円 減損損失役員退職慰労引当金算入限度超過額 11百万円 2百万円 2百万円 賞与引当金繰入限度超過額 退職給与引当金損金算入限度超過額 12百万円 その他有価証券評価差額金 117百万円 税務上の繰越欠損金(注1) 243百万円 5百万円 その他 繰延税金資産小計 458百万円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1) △243百万円 将来減算一次差異等の合計に係る評価性引当額評価性引当額小計 △219百万円 △461百万円 繰延税金資産合計 1百万円 繰延税金負債 有形固定資産 1百万円 繰延税金負債合計 1百万円 繰延税金資産の純額

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a) 評価性引当金	61 △61	51 △51	_	20 △20	110 △110	243 △ 243
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_
(a) 税務上の繰越欠損	員金は、法定	定実効税率	を乗じた額	であります	0	

26. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。 担保提供している資産 預け金 2,000百万円 −百万円 −百万円 有価証券 担保資産に対応する債務 借用金

ードス/年に入ばしてション 原物 「百用金 一百万円 上記のほか、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金712百万円を担保として提供しております。

27. 出資1口当たりの純資産額は595円46銭です。

28. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の 金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生 じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

一百万円 顧客との契約から生じた債権 契約負債 一百万円

■ 業務の状況を示す指標

業務粗利益 ^{単位:千円}

W10011	1) June		
科	目	令和5年度	令和6年度
資	金 運 用 収 支	436,285	442,447
	資 金 運 用 収 益	443,517	457,736
	資 金 調 達 費 用	7,232	15,289
役	務取引等収支	△ 4,444	△ 4,530
	役務取引等収益	15,351	14,864
	役務取引等費用	19,795	19,394
そ	の 他 業 務 収 支	4,326	△ 13,033
	その他業務収益	4,466	5,105
	その他業務費用	140	18,138
業	務和利益	436,165	424,884
業	務粗利益率	1.20%	1.17%
業	務 純 益	75,448	38,134
実	質 業務 純益	75,448	53,477
⊐	ア 業 務 純 益	75,024	71,607
コ (投	ア 業 務 純 益 改資信託解約損益を除く。)	75,024	71,607

- 1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度0千円)を控除して表示しております。
- 2.業務粗利益率=業務粗利/資金運用勘定計平均残高×100
- 3.業務純益=業務収益—(業務費用—金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

- 4.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
- 5.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
- 6.「業務純益」、「実質業務純益」、「コア業務純益」、「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日) による改正を受け、令和元年度より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分より開示することとなりました。

資金運用収支の内訳

単位:千円

科目	平均]残高	利	息	利回り(%)		
171 El	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
資 金運用勘定	36,777,347 36,710,794		443,517	457,736	1.21 1.25		
う ち 貸 出 金	16,740,747	16,783,539	342,410	346,409	2.04	2.05	
う ち 預 け 金	11,386,073	11,195,228	13,854	24,100	0.12	0.22	
う ち 有 価 証 券	8,380,226	8,461,725	73,424 77,216		0.87	0.90	
資 金調 達 勘 定	34,919,539	34,743,719	7,232	15,289	0.02	0.04	
う ち 預 金 積 金	34,919,539	34,734,678	7,232	15,260	0.02	0.04	
う ち 借 用 金	_	9,041	_	28	_	0.31	

経費の内訳 単位: 千円

科	目	令和5年度	令和6年度			
人	件費	222,416	227,094			
	報酬給料手当	186,563	190,395			
	退職給付費用	10,281	10,881			
	そ の 他	25,570	25,817			
物	件費	121,301	122,536			
	事 務 費	51,137	53,878			
	固定資産費	27,804	30,182			
	事業費	5,479	5,225			
	人 事 厚 生 費	2,728	2,262			
	減 価 償 却 費	27,424	24,821			
	そ の 他	6,726	6,165			
税	金	16,999	21,776			
合	計	360,717	371,407			

資金利鞘

科目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回	1.21	1.26
資 金 調 達 原 価 率	1.05	1.11
総 資 全 利 鞘	0.16	0.14

資金運用収益 1.資金運用利回り= <u>賃金運用収益</u> ×100 資金運用勘定計平残 調達した資金を何%で運用したか、資金運用の効率 性をみることができます。

2.資金調達原価率= 資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費 ×100 資金調達勘定計平残 資金の調達コストをみることができます。

3.総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率 資金全体の収益力をみることができます。 単位:千円

受取利息及び支払利息

科			目	令和5	5年度	令和6	 6年度
				期末残高	増減額	期末残高	増減額
受	取	利	息	443,517	3,764	457,736	14,219
支	払	利	息	7,232	817	15,289	8,057

単位:%

総資産経常利益率 単位:% 目 令和5年度 令和6年度 総資産経常利益率 0.03 0.04 総資産当期純利益率 単位:% 科 目 令和5年度 令和6年度 総資産当期純利益率

0.03

経常利益 資産規模に対する利益の比率をみる指標です。

当期純利益 総資産に対する当期純利益の割合を表したものです。

■ 預金に関する指標

預金科目別残高 単位:千円

0.04

科				目		-3月末	令和7年3月末					
1-1				Ħ	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
流	動	性	預	金	11,839,938	34.2	11,910,425	34.1	12,130,917	34.9	11,972,564	34.5
	当	座	預	金	167,781	0.5	230,766	0.7	112,377	0.3	229,646	0.7
	普	通	預	金	11,610,465	33.6	11,616,826	33.2	11,929,250	34.3	11,676,841	33.5
	貯	蓄	預	金	29,211	0.1	29,683	0.1	23,792	0.1	25,054	0.1
	通	知	預	金	_	_	_	_	_	_	_	
	別	段	預	金	23,601	0.1	25,047	0.1	56,654	0.2	30,934	0.1
	納	税準	備 預	金	8,878	0.0	8,100	0.0	8,842	0.0	10,086	0.0
定	期	性	預	金	22,754,658	65.8	23,009,113	65.9	22,672,462	65.1	22,762,114	65.5
	定	期	預	金	20,642,353	59.7	20,839,336	59.7	20,709,112	59.5	20,731,551	59.7
	定	期	積	金	2,112,305	6.1	2,169,776	6.2	1,963,350	5.6	2,030,562	5.8
合				計	34,594,597	100.0	34,919,539	100.0	34,803,380	100.0	34,734,678	100.0

預金者別預金残高

										平位・日の11
\triangleright	7			分	令和6年3月末			令和7年3月末		
	<u> </u>			מ	残。	高	構成比(%)	残	高	構成比(%)
個	1			人	30,33	35	87.7	30,3	301	87.1
法				人	4,25	59	12.3	4,5	501	12.9
	_	般	法	人	4,10)7	11.9	4,3	373	12.6
	金	融	機	関	12	26	0.4	1	03	0.3
	公			金	2	25	0.1		24	0.1
台	ì			計	34,59	94	100.0	34,8	303	100.0

固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高

単位:百万円 令和6年3月末 令和7年3月末 区 残 高 構成比(%) 残 高 構成比(%) 固定金利定期預金 20,642 100.0 20,709 100.0 変動金利定期預金 そ 他 合 計 20,642 100.0 20,709 100.0

1店舗及び職員1人当りの預金残高

		単位: 百万円
区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
1店舗当りの預金残高	11,531	11,601
職員1人当りの預金残高	1,192	1,160

■ 貸出金等に関する指標

貸出金利	4目別列	<u> </u>									単位:千円
科					令和6年	F3月末			令和7年	Ĕ 3月末	
14			目	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
割	引	手	形	8,403	0.0	3,919	0.0	20,618	0.1	16,355	0.1
手	形	貸	付	888,900	5.3	980,516	5.9	1,153,910	6.9	913,089	5.4
証	書	貸	付	15,597,295	92.6	15,348,237	91.7	15,335,426	91.2	15,421,639	91.9
当	座	貸	越	340,984	2.0	408,073	2.4	308,839	1.8	432,454	2.6
合			計	16,835,583	100.0	16,740,747	100.0	16,818,793	100.0	16,783,539	100.0

貸出金業種別残高				単位:千円
	令和6年	年3月末	令和7年	年3月末
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
製 造 業	1,058,656	6.3	892,757	5.3
農業、林業	_	_	875	0.0
漁業	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_
建設業	1,494,692	8.9	1,317,789	7.8
電気、ガス、熱供給、水道業	_	_	_	_
情報通信業	15,808	0.1	13,300	0.1
運輸業、郵便業	46,226	0.3	37,809	0.2
卸 売 業 、小 売 業	1,223,133	7.3	1,470,143	8.7
金融業、保険業	3,466	0.0	13,224	0.1
不 動 産 業	4,996,890	29.7	5,106,060	30.4
物品質貸業	9,712	0.1	8,722	0.1
学術研究、専門技術サービス業	482,653	2.9	527,437	3.1
宿 泊 業	539,812	3.2	471,932	2.8
飲 食 業	545,650	3.2	493,145	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	171,682	1.0	198,249	1.2
教 育 、学 習 支 援 業	_	_	_	_
医療、福祉	392,691	2.3	333,504	2.0
その他のサービス	448,080	2.7	387,010	2.3
その他の産業	10,960	0.1	9,608	0.1
小 計	11,440,115	68.0	11,281,569	67.1
地 方 公 共 団 体	_	_	_	_
雇用・能力開発機構等	_	_	_	_
個人(住宅·消費·納税資金等)	5,395,467	32.0	5,537,224	32.9
合 計	16,835,583	100.0	16,818,793	100.0

貸出金担保別残高				単位:千円
	令和6年		令和7年	₹3月末
区 分	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
当組合預金積金	226,380	1.3	262,843	1.6
有 価 証 券	_	_	_	_
動産	_	_	_	_
不 動 産	10,800,759	64.2	11,313,336	67.3
そ の 他	_	_	_	_
小計	11,027,140	65.5	11,576,179	68.8
信用保証協会・信用保険	3,015,505	17.9	2,549,763	15.2
保証	2,559,718	15.2	2,462,164	14.6
信用	233,219	1.4	230,685	1.4
合 計	16,835,583	100.0	16,818,793	100.0
債務保証見返額	338	_	250	_

貸出金使途別残高

単位:千円

I.V	Δ.			令和6年	 ₹3月末	令和7年3月末		
区		カ	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)		
設	備	資	金	10,143,602	60.3	10,343,821	61.5	
運	転	資	金	6,691,980	39.7	6,474,972	38.5	
合			16,835,583	100.0	16,818,793	100.0		

消費者ローン・住宅ローン残高

単位:千円

区 分	令和6年	F3月末	令和7年3月末		
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	
消費者ローン	458,673	13.1	406,080	12.5	
住 宅 ロ ー ン	3,041,585	86.9	2,846,029	87.5	
合 計	3,500,258	100.0 3,252,109		100.0	

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

単位:千円

				令和6年	F3月末	令和7年3月末		
区		77	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)		
固	定	金	利	5,195,416	30.9	4,902,732	29.2	
変	動	金	利	11,640,167	69.1	11,916,061	70.8	
合			計	16,835,583	100.0	16,818,793	100.0	

単位:百万円

1店舗及び職員1人当りの貸出金残高

預貸率

単位:%

区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
1店舗当りの貸出金残高	5,612	5,606
職員1人当りの貸出金残高	581	561

区			分	令和5年度	令和6年度
期			末	48.67	48.33
期	中	平	均	47.94	48.32

^{1.} 預貸率とは、預金量に対する貸出金の比率を表しています。

貸倒引当金の内訳

単位:百万円

	令和:	5年度	令和6年度		
	残 高	増減額	残 高	増減額	
一般貸倒引当金	123		138	15	
個別貸倒引当金	153	53	140	▲ 13	
合 計	276	53	279	2	

貸出金償却額

単位:百万円

区	区 分		令和5年度	令和6年度			
貸	出	金	償	却	額	1	11

代理貸付残高

単位:百万円

区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
日本政策金融公庫	1	1
住宅金融支援機構	16	14
福祉医療機構	3	3
中小企業基盤整備機構	8	6
合 計	28	24

■ 有価証券及び内国為替業務等に関する指標

有価証券残高 単位: 千円

	£11 🗆		令和6年	₹3月末		令和7年3月末			
17	科目	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
	国 債	_	_	21,857	0.3	_	_	_	_
	社 債	4,533,570	55.8	4,417,512	52.7	4,334,950	51.2	4,603,064	54.4
	株式	2,300	0.0	2,300	0.0	2,300	0.0	2,300	0.0
	その他の証券	3,595,647	44.1	3,938,555	47.0	4,131,816	48.7	3,856,361	45.6
	合 計	8,131,517	100.0	8,380,226	100.0	8,469,066	100.0	8,461,725	100.0

^{1.} 有価証券の運用は、安全で確実な運用を心がけております。その他の証券は円建外国債券です。

有価証券残存期間別残高

単位:千円

TN	11 -		令和6年3月末					令和7年3月末				
	科目		1年以内	1年超~5年以内	5年超~10年以内	10年超	期限の定めなし	1年以内	1年超~5年以内	5年超~10年以内	10年超	期限の定めなし
	国 債		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	社 債		199,930	1,680,550	2,134,130	518,960	_	199,850	3,082,670	653,410	399,020	_
	株 式		_	_	_	_	2,300	_	_	_	_	2,300
	その他の証券		299,960	1,683,255	1,522,352	90,080	_	_	2,462,398	1,582,298	87,120	_
	合 計	•	499,890	3,363,805	3,656,482	609,040	2,300	199,850	5,545,068	2,235,708	486,140	2,300

預証率

単位:%

区			分	令和5年度	令和6年度
期			末	23.50	24.48
期	中	平	均	23.99	24.36

^{1.} 預証率とは、預金量に対する有価証券の比率を表しています。

その他有価証券の時価等

単位:百万円

	tot lier	令和6年3月末			令和7年3月末		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
	国債	_	ı	l	_	-	_
貸借対照表計上額が	社 債	200	200	0	_	_	_
取得原価を超えるもの	外国証券	401	400	1	100	100	0
	小 計	602	600	1	100	100	0
	国債	_	1	ı	_	_	-
貸借対照表計上額が	社 債	4,333	4,502	△ 169	4,334	4,602	△ 267
取得原価を超えないもの	外国証券	3,194	3,299	△ 105	4,031	4,197	△ 166
	小 計	7,527	7,801	△ 274	8,366	8,799	△ 433
合 計		8,129	8,402	△ 272	8,466	8,899	△ 432

^{1.} 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

内国為替取扱実績

単位:百万円

- IZ	Δ.	令和	 5年度	令和6年度		
区	カ 	件数	金 額	件数	金 額	
`*A #:`1	他の金融機関向け	13,303	8,480	12,583	8,779	
送金・振込	他の金融機関から	40,053	10,675	40,839	11,365	
代金取立	他の金融機関向け	_	_	_	_	
	他の金融機関から	_	_	_	_	

公共債窓販実績

単位:百万円

項目	令和5年度	令和6年度
国債・その他公共債	3	18

下記項目については当組合は該当ありません

- 1. 当組合の子会社 2. オフバランス取引の状況
 - 3. 先物取引の時価情報
- 4. 財形貯蓄残高

5	5.	公共債引受額
6	3.	外国為替取扱高
7	7.	外貨建資産残高

ODAWARA DAIICHI SHINYOUKUMIAI DISCLOSURE REPORT 2025

街のお役に、くらしの夢に

